

平成22年10月15日（金）

第47回全国信用組合大会における全信中協中津川会長の挨拶

日時 平成22年10月15日（金）午後3時
場所 東京・経団連会館 国際会議場

はじめに

本日、ここに第47回全国信用組合大会を開催いたしましたところ、公務ご多用の中、東内閣府副大臣、池田経済産業副大臣、白川日本銀行総裁ならびに鶴田全国中小企業団体中央会会長をはじめ、多数のご来賓各位のご臨席を賜り、誠に光栄に存ずる次第でございます。

信用組合業界を代表いたしまして、厚く御礼申し上げますとともに、平素より私ども信用組合に深いご理解と変わらぬご支援を賜っておりますことを、ここに改めて感謝申し上げる次第でございます。

信用組合の課題への取組みについて

本日は、これよりご来賓の方々のご挨拶を賜り、私ども信用組合の今後の経営の指針とさせていただきますと存じますが、それに先立ち、私から、信用組合が取り組むべき当面の課題等につきまして、若干、申し述べたいと存じます。

<中小企業金融の円滑化について>

一つ目は中小企業金融の円滑化について、でございます。

わが国の経済の現状につきましては、「景気は緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きが弱まっている」とされておりますが、持ち直してきた景気はここにきて減速しつつあるとの見方が大勢のようでございます。

特に、私ども信用組合の主たる取引先であり、地域経済の基盤を支える中小零細事業者の業況は、急激な円高や内需の低迷による売上げの減少あるいは販売価格の低下に加え、エコカー補助金等の政策支援終了による需要減



などにより、今後とも極めて厳しい状況が続くものと思われま

こうした中、政府は、本年6月に「中小企業憲章」を制定し、その前文の冒頭で、「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である」と明確に位置づけ、国の総力をあげて中小企業への支援を展開することとしております。

また、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たし、地域社会の安定をもたらす国家の財産ともいふべき存在である」と、このように述べております。

このような中小企業の存在意義や重要性を改めて認識し、多面的に支援していくことが信用組合としての重要な責務かと存じます。

無論私ども信用組合は、これまで中小零細事業者の資金ニーズに迅速かつ適切に対応するとともに、経営相談・経営指導等のコンサルティング的な業務に、例えば中小企業応援センターを活用して積極的に取り組むなど、中小零細事業者の事業の発展に資するため日々努力しているところでございます。

また、かねてより中小零細事業者や生活者の実態把握に努め、取引先の事情を十分に斟酌して、債務の返済猶予や種々の条件変更等に柔軟に対応して参ったところでもございます。

今後も、私ども信用組合の使命であります中小零細事業者の金融の円滑化になお一層木目細やかに取り組み、そうした方々の最後の拠り所としての役割を果たして参る所存であります。

なお、先月、日本振興銀行が破綻し、初のペイオフが発動されたのに続き、消費者金融業者「武富士」の会社更生法の手続きが開始されたところでございますが、その影響は現時点では限定的とは見られますものの、私ども信用組合といたしましても、今後こうした先から融資を受けている事業者や個人から相談があった場合には、適切に対応し、地域経済の混乱の回避に努めて参りたいと存じます。

<経営基盤の強化と経営の健全性の維持・確保について>

二つ目は、経営の基盤強化と健全性の維持・確保について、でございます。

信用組合が、その使命を果たしていくためには、信用組合の強みである地縁・人縁を活かした地域に根ざす経営に徹し、日常の渉外活動等を通じて、顧客ニーズに応じた情報提供や経営指導・相談業務など幅広いサービスを提供していくとともに、組合自身が自らの将来を見据えた明確な経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図っていくことが重要であります。

本会では、信用組合が経営力・組織力の再構築を含めた経営基盤の強化を図る一助として本年4月に「新・経営戦略立案プロジェクト」を立ち上げたところであります。

当プロジェクトは、先進信用組合の実務者等によるチームを構成し、信用組合の役職員と共

に実情に沿った「新しい経営戦略」を立案、提供するものであり、信用組合の持続的成長を支援する事業として実施しているところでございます。

一方、私ども信用組合は、わが国の金融システムの一翼を担う者として、適切なガバナンスの下、リスク管理をより徹底して、資産の健全化や自己資本の充実など経営の健全性の維持・確保に引き続き全力をあげて取り組んでいく必要があると考えております。

信用組合として、経営の健全性を維持・確保していくことは、地域の金融システムの安定のために必要であるだけでなく、安定的な資金供給を通じて中小零細事業者等をサポートし、金融仲介機能を十分に発揮していくためにも不可欠であると考え次第でございます。

今後とも、ガバナンスの強化、法令遵守態勢及び内部管理態勢の整備・充実を通じて、地域・業域・職域社会からさらに信頼される金融機関となるべく、経営の健全性の維持・確保に一層努力して参りたいと存じます。

<信用組合業界の総合力の発揮>

三つ目は、協同組合としての信用組合業界の総合力の発揮について、でございます。

われわれ信用組合が経営環境の変化に適切に対応し、持続して成長・発展を遂げていくためには、協同組合の理念である相互扶助の原点に立ち返り、行動することが重要であります。信用組合の経営の諸課題の解決に向けては、それぞれの信用組合が有するノウハウを積極的に公開し共有するなど、業界が連帯と協調のもとに総合力の発揮に努めることが極めて重要であると考えております。

本会では、この10月1日に組合員ネットワーク「しんくみネット」をプレススタートさせたところでございます。

この「しんくみネット」の構築によりまして、たとえば北海道と九州の信用組合の組合員である事業者相互の取引や個人の組合員が事業者から商品を購入し、サービスの提供を受けることが可能になるなど、地域のみならず業域・職域の全国約370万人の組合員相互の交流が生まれるものと期待されておりますが、同時に協同組合の組合員としての新たなメリットを創出することで、組合員の活性化につながるものと考えております。

折りしも、国連は、その第64回総会で2012年を「国際協同組合年」とする総会宣言を採択しております。

「国際協同組合年」は、信用組合を含めた協同組合の社会的役割と価値を認知させるとともに、協同組合を一層発展させることを目的としており、本会としても実行委員会の一員として積極的にその活動に取り組んで参る所存でございます。

国連が、この時期協同組合に期待するに至った背景は、金融面においては端的には1昨年の

リーマン・ショックを機に生じた世界的な金融危機において、株式会社組織に対峙する協同組織 金融の果たした役割への期待と言えるのではないのでしょうか。

宣言では、各国政府に「協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し、とりわけ適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などでその他の企業体・社会的事業体と同様の活動の場を協同組合に与えるよう」そして、「金融の協同組合組織の成長を促進するよう」求めているところであります。

国際協同組合年に向けて、私ども信用組合といたしましても、社会のパラダイムが大きく変化する中で、中小企業金融機能と地域金融機能を果たしていくために協同組織性をこれから如何に発揮していくのか、これは昨年「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」における議論において、課題とされた点にも通ずるものであり、業界内においても大いに議論し、社会の変化に即した協同組合としての信用組合のあり方を検討していく必要があると考えるものであります。

当局への要望について

次に、この機会に中小零細事業者に対する金融のより一層の円滑化などの観点から、関係ご当局に対しまして、是非ご配慮を賜りたい事項について述べさせていただきます。

<郵政改革関連法案>

1点目は、「郵政改革関連法案」について、であります。

私ども信用組合業界では、これまで、郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は「民業の補完」に徹するべきと繰り返し主張をして参りました。



しかしながら、去る10月8日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。その内容は、先の通常国会において廃案となったものと同様、「少額貯蓄手段の提供」や「民業の補完」の法的位置付けが明確にされないまま、届出により新たな業務への進出が可能となっており、これまでの私どもの主張が全く反映されておらず、極めて遺憾と言わざるを得ません。

今後の法案審議に際しまして、私ども信用組合が地域における、中小零細事業者等に対する金融の最後の拠り所としての役割を担っていることについてご理解をいただくとともに、地域や中小企業金融に無用の混乱を招くことのないよう、慎重かつ十分な審議が進められることを強く要望いたします。

<中小企業の景気対策>

2点目は、中小企業への景気対策について、でございます。

中小企業の景況は、地方経済が疲弊する中で、引き続き非常に厳しい状況にあると同時に、規模や地域間格差の問題がこれまでも指摘されているところでございます。

政府におかれては、強い経済の実現に向けた「新成長戦略」の展開を図るとともに、その実現に向け「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を打ち出しておられるところでありますが、特に全企業数の99.7%を占めかつ雇用機会の70%を支え、正にわが国経済を支える中小企業に対しての、実効ある持続的な景気対策を是非講じていただきますようお願い申し上げます。

また、税制改正の要望の一環として、明年3月末に適用期限が到来いたします「貸倒引当金の繰入限度額の割増措置」につきましては、本措置が、経営体質が脆弱な中小零細事業者に対する円滑な資金供給、地域密着型金融の推進に大きく寄与しておりますことから、業界として今回、恒久化の要望を行ったところでございます。

地域経済が疲弊する中で、中小企業金融円滑化法により今まで以上に協同組織金融機関に対する役割発揮が求められておりますことから、本措置が実現いたしますようお願い申し上げます。

<信用組合の特性に配慮した検査・監督>

3点目は、信用組合の特性に配慮した検査・監督の実施について、でございます。

信用組合の特性に配慮した検査・監督の実施につきましては、金融庁におかれまして、事前提出資料の一部廃止・縮減などの措置を講じていただくと共に、信用組合の規模・特性等を踏まえた負担の軽減に取り組んでいただいております。本席をお借りしてお礼を申し上げますとともに、引き続き、事務負担の軽減にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

特に、「中小企業金融円滑化法」に基づく条件変更等に関連しまして、債務者からの申し出の記録や報告等にかかる事務負担の軽減を望む意見が多数ございますことから、本来の業務に注力いたしますためにも、負担軽減の措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

おわりに

以上いろいろ申しあげましたが、私ども信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組織の金融機関として、その存在意義と役割の重要性を十分に認識し、業界関係者が一致団結して、組合員・利用者である中小零細事業者や生活者に対する金融の円滑化とともに一層の金融機能のサービス向上に邁進して参りたいと考えております。

どうか、本日ご臨席の関係各位におかれましては、私ども信用組合の様々な取り組みに対しまして、深いご理解を賜りますとともに、今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

以 上